災害廃棄物の処理に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と館山環境清掃協同組合（以下「乙」という。）は、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の被災対応を踏まえ、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により発生した廃棄物に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害により館山市で発生した廃棄物を適正、円滑、迅速に処理するため、甲が乙へ協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、災害廃棄物とは、災害により直接生じた廃棄物の他、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設が災害を機に稼動を停止し処理が滞るなど、災害の影響を伴う廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次の各号に掲げる業務に関し、乙に協力を要請できるものとする。

（１）災害廃棄物の撤去及び積込の作業に関すること

（２）災害廃棄物の収集運搬に関すること

（３）災害廃棄物の処理に関すること

（４）災害廃棄物仮置場の管理・運営に関すること

（５）その他（１）～（４）の適正、円滑、迅速な実施に必要な事項に関すること

２　甲は、乙に対し協力を要請するときは、乙へ、次の各号に掲げる事項を書面により通知するものとする。

（１）被災状況

（２）要請内容

（３）要請期間

（３）その他必要な事項

３　前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には、口頭により協力を要請することができる。この場合、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した事項を記載した書面を乙に通知するものとする。

４　甲は、協力の要請に当たり、乙の求めがあった場合、適正、円滑、迅速な業務実施のために必要な情報を提供するものとする。

（業務の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、可能な限り、必要な人員、車両、重機及び資機材を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

２　前項の場合において、乙は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）関係法令の遵守

（２）周辺の生活環境の保全

（３）分別、再生利用等の促進

（実施の報告）

第５条　乙は、前条第１項の規定による業務が完了したときは、次の各号に掲げる事項を書面により甲に提出するものとする。

（１）実施内容

（２）実施期間・数量

（３）その他必要な事項

（費用の負担）

第６条　甲の要請により乙が当該業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額、支払方法については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（相互の連絡）

第７条　甲と乙は、当該業務の円滑な実施のため、甲乙それぞれ担当部署及び担当者を定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面により協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（定めのない事項の取扱い）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙が署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年９月９日

甲　千葉県館山市北条１１４５－１
館山市

館山市長　　（署名「金丸　謙一」押印無し）

乙　千葉県館山市亀ケ原８９０－１
館山環境清掃協同組合

代表理事　　（署名「石川　正益」押印無し）